

暮らし得情報

12
DECEMBER 2015

MARUTOKU

○「特殊詐欺、ひとごとじゃない!」
キャンペーン1,2,3
○くらしのミニ情報 他4

くらしのミニ情報

『マイナンバー』制度に便乗した不審な電話にご注意を!

平成28年1月以降、社会保障や税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類にマイナンバーを記載することが必要になってきます。一方で、マイナンバーの本来の使い方ではない、マイナンバー制度に便乗した不審な電話に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

「口座番号を教えて欲しい」、「個人情報进行调查する」などといった電話があったらすぐに切り、来訪があっても断ってください。少しでも不安を感じた場合にはお近くの消費生活センター（消費者ホットライン局番なしの「188」でも可）や警察にご相談ください。

※「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料)

多重債務者無料相談会

弁護士、司法書士に1時間ほど無料相談ができます。借金の返済やローンが重なり生活が苦しいといった多重債務でお悩みの方、ぜひご利用ください。

日 程：平成27年12月10日(木)
時 間：北信消費生活センター 正午～夜7時
 中信・南信・東信消費生活センター 朝10時～夕方5時
受付方法：事前に電話予約が必要です。
 予約受付期間：11月25日(水)～12月9日(水) (土日を除く朝8時30分～夕方5時)
問い合わせ先：各消費生活センター(1面参照)
※消費生活センターでは随時多重債務の相談を受け付けています。



長野県消費生活サポーター活動中!

刻々と手口が変化する悪質商法や特殊詐欺被害を防止するため、身近な生活圏レベルでのきめ細やかな啓発や消費者教育が求められています。

そんな中、長野県では地域や職場などにおける消費生活に関するリーダーとして、「消費生活サポーター」の皆さんに活躍していただいています。

職場、地域、学校等へ消費生活情報を届けるなどの啓発や消費生活に関する講座、消費生活相談窓口への誘導、地域の見守り活動への協力等をボランティアで行っていただいています。

現在登録者数は222人。18歳以上の県内在住者で、男女を問わず、年代も大学生から70代の方まで登録されていて、養成講座や研修会で基礎的な知識を習得しています。

あなたの身近にいる消費生活サポーターの活動にぜひご注目ください!

今年の養成講座の様子



編集・発行 **長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課**
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。
<http://www.nagano-shohi.net/>

◆◇「オール信州」宣言◆◇
私たちは「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」の実現に取り組んでいます。



しあわせ信州

「特殊詐欺、ひとごとじゃない!」

今年の特に **オレオレ詐欺・架空請求詐欺・還付金等詐欺** が著しく増加しています。(平成27年9月末暫定値 長野県警察調べ)

200件突破

今年の県内の特殊詐欺被害が遂に!!

	長野県 9月末 認知件数	特殊詐欺(合計)	204件	昨年同期比	52%増加
		オレオレ詐欺	99件		191%増加
		架空請求詐欺	57件		54%増加
		還付金等詐欺	25件		733%増加

特殊詐欺被害に遭わないために
特殊詐欺とは何かを知るために **中のページをご覧ください!**

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、

消費生活センターにご相談ください!

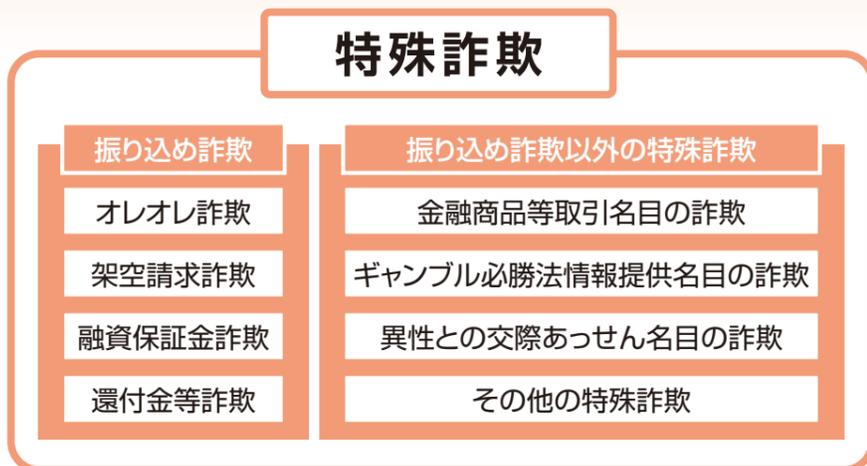
北信消費生活センター..... ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

中信消費生活センター..... ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

南信消費生活センター..... ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
(飯田市追手町2-64-1-47 飯田市美術博物館隣)

東信消費生活センター..... ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

そもそも『特殊詐欺』とは



◎「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」等の『振り込み詐欺』に加えて、平成24年から増加している「金融商品等取引名目の詐欺」、「ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺」、「異性との交際あっせん名目の詐欺」、「その他の特殊詐欺」の8つを総称しています。(長野県警察HPから)

オレオレ詐欺の手口と特徴

- 「部下や同僚がお金を取りに行く」
- 「今すぐに現金が必要」
- 「会社のお金を使い込んでしまった」
- 「カバンを落としたり、なくした」
- 「携帯電話の番号が変わった」
- 「風邪をひいて声が変わった」

息子や孫の名前をかたって、電話をかけてきます。

名簿等を用いて実際の家族の名前を出してくることが多いです。

対策法 必ず「前の携帯電話番号」にかけて本人からの電話なのか確認すること！
家族内でしかわからない愛(合)言葉を決めましょう。

架空請求詐欺の手口と特徴

- 「払わないと裁判になる」
- 「サイト利用料未納」・「退会手続きがされていない」
- 「サイト利用料金滞納者の調査会社ですが」

上記の内容が書かれたメールが届きます。ショートメールでの送信が多いです。

対策法 メールに記載された番号には絶対に電話せず無視しましょう。身に覚えのない請求は1人で判断せず周囲の人や相談窓口にご相談しましょう。

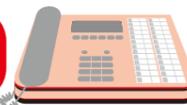
還付金等詐欺の手口と特徴

- 「税金や医療費をお返し(還付)します」
- 「携帯電話を持ってATMに行ってください」
- 「指示するとおりATMを操作してください」

税務署・年金事務所・役所・役場などの職員を名乗って電話をかけてきます。

対策法 ATM操作で返金はされません。「ATMで返金の手続きをします」は絶対に詐欺です！電話が来てもすぐ切りましょう。

特殊詐欺被害に遭わないためのその他の対策法



電話機対策

- 留守番電話 ●家族・知人の電話番号登録 ●非通知着信拒否の設定をしましょう！
- ※親御さんの電話機を設定してあげてください。

訓練型出前講座の受講

長野県では皆様がお集まりの場所に職員が出向いて、電話機を使った迫真の演技でだましのプロの手口を体験していただく『訓練型出前講座』を実施しています。
申し込み・問い合わせ 暮らし安全・消費生活課 026-235-7174

